国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱

制 定 3 政 第 3 5 0 号 令和 3 年 1 2 月 2 4 日 農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で販路を失った国産農林水産物等について、テイクアウト・デリバリーの活用や地域の特色を生かした交流イベント等を通じて、新たな販路の定着に資する施策を一体的かつ総合的に推進するものとする。

(通則)

第2 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。) の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食、インバウンド等の需要先が消失した生産者等(生産者、加工業者、卸売業者又はこれらを構成員とする団体をいう。以下同じ。)による新たな販路定着に資する販路開拓の促進に要する経費の一部を国が補助することにより、生産者等の販路定着化や流通構造の改革を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業内容、事業実施主体及び事業実施者は、別表に掲げるとおりとする。

なお、別表の事業の実施に当たっては、農林水産省大臣官房長(以下「官房長」 という。)が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとす る。

(事業の採択等)

第5 事業の採択基準については、官房長が別に定めるものとする。

(事業等の着手)

第6 事業実施主体による事業の実施については、適正化法第8条の規定に基づく交付

の決定の通知(以下「交付決定」という。)後に着手するものとし、別表の区分1の 事業による支援の対象とする取組は、事業実施主体による事業実施者への交付の決 定の通知後に当該事業実施者により着手された取組とする。

ただし、地域の実情に応じて事業実施者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体による事業実施者への交付の決定前に着手された取組であっても、令和3年12月20日以降の取組に限り、別表の区分1の事業における事業実施主体による支援の対象とすることができる。

この場合にあっては、事業実施者は取組ごとに着手年月日を整理するものとし、 交付の決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを 了知の上で取組を行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第7 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、事業実施主体が行う次の各号に掲げる 事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付 の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の 範囲内で補助金を交付する。
 - (1) 定着化に資する販路開拓事業
 - (2) 定着化に資する販路開拓に向けた取組支援
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に、別紙事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を添付して大臣に提出しなければならない。
 - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該 補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税 に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る 消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金 額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額し て申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入 控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第 10 大臣は、第 8 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、 補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に 対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 事業実施主体は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、 第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその 旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。) は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の 別添総括表の「事業の委託」欄に記載するものとする。
 - (1) 委託先
 - (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
 - 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 13 事業実施主体は、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利 及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させ てはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第14 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更

を除く。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容を変更しようとするとき。
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 別表の区分1と2の相互間における経費の30%以内の増減
 - (2) 別表の区分1の事業内容(1)から(4)までの相互間における経費の増減
 - (3) 事業の追加、中止又は廃止以外の事業内容の変更
 - (4) 成果目標の変更を伴わない事業実施計画の変更
 - (5) 事業費の30%以内の増
 - (6) 事業費又は国庫補助金の30%以内の減

(事業遅延の届出)

- 第16 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を 記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第17 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在における遂行の 状況について、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の翌 月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払 請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる ものとする。
 - 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認め るときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めるこ とができる。

(概算払)

第18 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合に

は、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官大臣官房予算課経理調査 官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 事業実施主体は、間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により 受けた場合は、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施者に交付しなけ ればならない。

(実績報告)

- 第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、 事業実施主体は、補助事業が完了したとき(第14第1項による廃止の承認があった ときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10 日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により 交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければ ならない。
 - 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実 績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかで ある場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 20 大臣は、第 19 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
 - 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

- の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命 ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 21 事業実施主体は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、 補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこ と等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該 経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
 - 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 22 大臣は、第 14 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 事業実施者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 事業実施者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
 - 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しを行った場合において、 前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの 期間に応じ、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金 の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3

項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における 対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」と いう。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管 理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、 その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(収益納付)

- 第24 事業実施主体は、補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、官房長が別に定めるところによりその旨を報告しなければならない。
 - 2 前項による報告があった場合、官房長が別に定めるところにより、当該収益の一 部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第25 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業 の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び 調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録に よることができる。

(補助金調書)

第 26 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算 書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様 式第 10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第27 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、官房長が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第28 事業実施主体は、事業実施者に補助金を交付するときは、適正化法、適正化法施 行令及び交付規則並びに本要綱第6、第11から第27までの規定に準ずる条件に従

- うよう、条件を付さなければならない。
- 2 事業実施主体は、事業実施者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した 財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営さ れるよう指導しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産 等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1 項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 4 事業実施主体は、補助事業が完了した後において、間接補助事業に関して、事業 実施者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額 を国に返還しなければならない。

(他の施策等との関連)

第 29 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画 社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」(平成 11 年 11 月 1 日付け 11 農産第 6825 号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局 長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁 長官通知)に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

(委任)

第30 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、官房長が別に 定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表(第4、第6及び第7関係)

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	事業実施者	補助率
1	事業実施主体は、新型	事業実施主体が公	官房長が別	事業実施主	
定	コロナウイルス感染症の	募選定した事業実施	に定める者か	体が別に定め	
着	影響を受けた農林水産物	者への補助に要する	ら公募により	る者から公募	
化	等(以下「対象農林水産	以下の経費	選定された団	により選定さ	
に	物等」という。) について、		体	れた団体	
資	定着化に資する新たな販				
す	路の開拓のための事業実				
る	施者による以下の(1)				
販	から(4)までの取組を				
路	支援する。				
開					
拓	(1) インターネット販				
事	売				
業	対象農林水産物等				
	について、インター				
	ネット販売を活用し				
	た新たな販路の開拓				
	に向けた以下の取組				
	を実施する。				
	ア 新規サイト構築等				
	の取組				
	生産者等が新たに	(ア) 事業に係る対象			定額
	インターネット販売	農林水産物等の			
	等を活用した取組を	送料(梱包材・冷			
	始めるに当たり、サ	媒費を含む。)			
	イトの構築等による				
	新たな販路の開拓に	(イ) 新規サイト構築			1/2 以内
	向けた取組	等に要する経費			
	イ インターネット販				
	売事業者と連携した				
	取組				
	インターネット事	事業に係る対象農			定額
	業者が特設サイトを	林水産物等の送料 (梱			
	設置して対象農林水	包材・冷媒費を含む。)			
	産物等を販売し、生				
	産者等が新たな販路				
	を開拓する取組				
	(2) テイクアウト・デ				
	リバリー等の活用				
	飲食店が生産者等	飲食店が生産者等			1/2 以内
	と連携して、対象農	と連携して、テイクア			
	林水産物等を用いた	ウト・デリバリー等に			
	テイクアウト・デリ	よる生産者等の新た			
	バリー等による生産	な販路を開拓する取			
	者等の新たな販路の	組に要する経費			
	開拓に向けた取組				

	(3) 創意工夫による継続的な販路の開拓 対象農林水産物等について、創意工夫による継続的な新たな販路の開拓に向けた取組	販促キャンペーン 等の創意工夫による 継続的な新たな販路 を開拓する取組に要 する経費		1/2 以内
	(4)学校給食、子ども 食堂等への食材提供 ア 学校給食への食材 提供 対象農林水産物等 を学校給食に提供す る取組	学校給食への対象 農林水産物等の提供 に要する経費		定額
	イ 子ども食堂等への 食材提供 対象農林水産物等 を子ども食堂、学童 保育、保育園等に提 供する取組	子ども食堂等への 対象農林水産物等の 提供に要する経費		定額
2 定着化に資する販路開拓に向けた取組支援	事業実施主体は、1の 事業について、支援スキームの周知、事業実施者 の募集、補助対象者及び 事業の対象となる農林 水産物等の審査、補助金 の交付、事業の調整、 行管理、広報等の必要 事務を行う。	事業実施主体が1 の事業の実施に要す る広告宣伝費、事業実 施者の公募、選考、採 択、補助金の交付、事 業の進捗管理等に係 る経費		定額

別記様式第1号(第8関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策 事業費補助金交付等要綱第8の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

	補助事業に要	負 担	区 分		
区 分	する経費	国庫補助金	その他	備考	
	(A+B)	(A)	(B)		
	円	円	円		
0000					
0000					
0000					
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者
簡易課税制度の適用を受ける者
地方公共団体の一般会計
地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は
人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%
とかることが確実に見込まれるもの

4 収支予算

(1) 収入の部

	大 左帝圣竺姬	坐欠应又然据	比	較	備考
区 分	本年度予算額	前年度予算額	増	減	備 考
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

<u> </u>					
区分	本年度予算額	~~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	比	較	備考
	平中及了异似	前年度予算額	増	減	1 1 1
○○○事業費	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 該当する事業についてのみ作成すること。
- 5 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

6 添付書類

- (1) 別紙事業実施計画
- (2) 事業実施主体の定款 (定款のない団体にあっては、これに準ずるもの)
- (3) 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算書(これらの定めのない団体にあっ ては、これに準ずるもの)
- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複す る部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その 他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業実施計画

	団体名	団体名							
事	氏名(ふり7	氏名(ふりがな)							
業担当	所属(部署》	名等)							
者 名 及	役職	役職							
び連絡	所在地	〒 所在地							
先	電話番号		FAX						
	E-mail								
経理	氏名 (ふりがな)								
担当者	所属(部署名等)								
名及び	役職	役職							
連絡先	電話番号		FAX						
	E-mail								

1	事業の目的 (事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)
2	事業内容・実施方法 (対象品目の販路定着に向けた取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)
3	事業の実施体制 (事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名
	称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)
4	事業実施スケジュール (事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)
5	得られる成果 (事業の取組により得られる販路定着への成果(直接的な成果)と将来のインバウンド需要等に
	対応できる生産・供給体制への貢献(間接的な効果)について記載してください。)
6	事業成果・効果の検証方法
6	事業成果・効果の検証方法

総括表

			負 担	区 分		備考
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助金	事業実施主体	事業の委託	
		円	円	円		
					(2)委託する事業	
					の内容及び当該	
					事業に要する経	
					費	
合	計					

- (注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。
 - 2 事業の委託欄は、補助事業の一部を第三者に委託する場合、補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容を変更しようとする場合に記載してください。
 - 3 経費内訳書を添付してください。

経費内訳書

性負的所音						
		,	負 担 区 分		事業の委託	備考
区分	事業費	国庫補助金	事業実施主体	その他		
	円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業 の内容及び当該 事業に要する経 費	
計						

(注)

- 1 補助事業の一部を第三者に委託する場合、補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容を変更しようとする場合に添付すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、人数等)を詳細に記載すること。
- 3 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

別記様式第2号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注1)○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部 局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(注4) 事業実施者に対する申立ての場合であって、事業実施主体である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして 徴することができる。

別記様式第3号(第14関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○(注1)したいので、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第 14 の規定に基づき申請する。

- (注1)○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- (注3) 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号(第16関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金遅延届出書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出ます。

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

			事	業の遂	行 状 況	ı	
			○年○月○		○年○月○	○年○月○日以降に	
区	分	総事業費	完了したもの		実施するもの		備考
),	心ず未貝		出来高		事業完了	畑 ~ラ
			事業費	比率	事業費	予定年月	
				<i>P</i> L+		日	
		円	円	%	円		

- (注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。
- (注2)補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号(第17関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国産農林 水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のと おり報告する。

			事	業の	遂行状況	1	
			○年○月○日		○年○月○	日以降に	
 ⊵	区 分	総事業費	完了したもの		実施するもの		備考
	· //	心ず未貝		出来高		事業完了	V⊞ ^ ¬
			事業費	比率	事業費	予定年月	
				九平		目	
		円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された 事項について記載すること。
 - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する 部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資 料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号(第18関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金概算払請求書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 〇〇 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第 18 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

		国庫	既受領額	頁 (B)	遂行 状況 報告	今回記 ((残 (A) - (C)	i額 ((B) +)	車柴宁		
	<u>文</u>	総事業費	補助 金 (A)	金額	出来高	○月 日 現在 の出 来高	金額	○月○ 日現在 の予定 出来高	金額	○月○日までの予定出来高	事業完 了予定 年月日	備考
		円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された 事項について記載すること。
 - 2 遂行状況報告欄は、第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する 部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資 料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号(第19第1項関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金〇〇〇円の交付を 請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

	補助事業に	負 担	区 分	
区 分	要した経費	国庫補助金	その他	備考
	(A+B)	(A)	(B)	
	円	円	円	
0000				
0000				
0000				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 ○○4

○○年○○月○○日

5 収支精算

(1)収入の部

				比 較	増 減		
	区 分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考	
		円	円	円	円		
1	国庫補助金						
2	その他						
	合 計						

(2)支出の部

		to the state of th		比 較	増減	
区	分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
		円	円	円	円	
合	 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
 - 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 - 3 事業実施者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、 間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 事業実施計画については、事業の実績が、交付申請書又は変更等承認申請書の内容と同様の時は添付を省略することとし、軽微な変更があったときは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものに変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 5 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書 の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したも ののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以 降変更のない場合は省略できる。)
 - 6 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号(第19第2項関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国産農林 水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとお り報告する。

記

補助事業の実施状況

	交付決定	どの内容	年度内	実績	翌年度		
区分	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度繰越額	完了予定 年月日
翌年度繰越分	円	円	円	円	田	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を 行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが 予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
 - 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
 - 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
 - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する 部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資 料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号(第19第4項関係)

○○年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった事業について、国産農林水産物等 販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕 入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る 消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する 場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 「
 - (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載 すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 「
 - (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する こと。
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合 は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売 上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業 開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事 業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定 申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する 特定収入の割合を確認できる資料
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複 する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称 その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号(第26、第28関係)

○○年度

農林水産省所管

				(佣	旫	金 調	書				
FF.			地	方	î	公	共	寸	体	名			
	玉			歳入			歳 出						備考
補助事業名	交付決	補助率	科目	予算	収入	科目	予算	うち国庫補	支出	うち国庫補	翌年度	うち国庫補	備考
州	定の額			現額	済額	作日	現額	助金相当額	済額	助金相当額	繰越額	助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業													
○○費													
○○費													
るのは			I				1						

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用 増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
 - この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書()すること。